

資料

18 資料・障害等級一覧

身体障害者障害程度等級表

- は、第1種身体障害者の範囲
□ は、第2種

(視覚障害)

1級	2級	3級	4級	5級	6級
視力の良いほうの眼の視力が0.01以下のもの	① 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの	① 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの	① 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの	① 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
	② 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	② 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	② 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの	② 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	
	③ 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの	③ 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの	③ 両眼開放視認点数が70点以下のもの	③ 両眼中心視野角度が56度以下のもの	
	④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		④ 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤ 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	

(聴覚障害・平衡機能障害)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
聴覚障害		両耳の聴力のレベルがそれぞれ100db以上のもの	両耳の聴力のレベルが90db以上のもの	① 両耳の聴力のレベルが80db以上のもの ② 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		① 両耳の聴力のレベルが70db以上のもの ② 一側耳の聴力レベルが90db以上他側耳の聴力レベルが50db以上のもの
平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害	

(音声・言語機能・そしゃく機能障害)

1級	2級	3級	4級	5級	6級
		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		

(肢体不自由)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
上肢	① 両上肢の機能を全廃したもの	① 両上肢の機能の著しい障害						
	② 両上肢を手関節以上で欠くもの	② 両上肢のすべての指を欠くもの	① 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	① 両上肢のおや指を欠くもの				
			② 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの	② 両上肢のおや指の機能を全廃したものの	① 両上肢のおや指の機能の著しい障害の			
	③ 一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの	③ 一上肢の機能を著しい障害	③ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの	③ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害		① 一上肢の機能の軽度の障害	
	④ 一上肢の機能を全廃したものの							
			④ 一上肢のすべての指を欠くもの	④ 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	④ 一上肢のおや指を欠くもの	④ 一上肢のおや指の機能を全廃したものの	① 一上肢のおや指の機能の著しい障害	③ 一上肢の機能の軽度の障害
				⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの		④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
				⑧ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害				⑥ 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
下肢	① 両下肢の機能を全廃したものの	① 両下肢の機能の著しい障害					① 両下肢のすべての指の機能の著しい障害	
	② 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	② 両下肢の下腿の1/2以上で欠くもの	① 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	① 両下肢のすべての指を欠くもの			② 一下肢の機能の軽度の障害	
				② 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの			③ 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	
			② 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	③ 一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの		① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	④ 一下肢のすべての指を欠くもの	
			③ 一下肢の機能を全廃したものの	④ 一下肢の機能の著しい障害	① 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	② 一下肢の足関節の機能を全廃したものの	② 一下肢の足関節の機能の著しい障害	⑤ 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの
				⑤ 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの	③ 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの1/15以上短いもの			
⑥ 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの					⑥ 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの1/20以上短いもの			
体幹	体幹の機能障害により座っていることができないもの	① 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害			
		② 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活動作に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
	移動機能障害	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	

(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓の機能の障害)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
腎臓機能障害	腎臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		腎臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	腎臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能障害により家庭での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会生活での日常生活活動が著しく制限をされるものを除く)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は、下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

知的障害者の障害の程度

1 知的障害者 障害による療育手帳の区分表

区 分		身 体 障 害				備 考
		重 度 (1, 2 級)	中 度 (3, 4 級)	軽 度 (5, 6 級)	なし	
知的 障 害	重 度 (IQ35 以下)	A1				「身体障害」欄の () 内の数字は、 身体障害者福祉法 に基づく障害者等 級である。
	中 度 (IQ36～IQ50)	A2		B1		
	軽 度 (IQ51～IQ75)	B2				

重度とはAのこと。県により中度を設けている。

2 発達段階の程度の指標

(厚生省の実態調査〔1975〕における知的障害の程度)

年齢 \ 段階	軽 度	中 度
5 歳以下	日常会話はどうにかできる。 数の理解は少し遅れている。 運動機能の目立った遅れは見られない。 身のまわりの始末は大体できるが不完全	言語による意思表示はいくらかできる。 数の理解に乏しい。 運動機能の遅れが目立つ。 身の回りの始末は部分的に可能 集団遊びは困難
6 歳～11 歳	普通の学級における学習活動についていくことは難しい。 身辺処理は大体できる。 比較的遠距離でも 1 人で通学できる。	日常会話はある程度可能。 数の理解が身につき始める。 身辺処理は大体できるが不完全。 ゲーム遊びなどの集団行動はある程度可能
12 歳～17 歳	小学校 3～4 年生程度の学力にとどまる。 抽象的思考や合理的判断にかける。 身辺処理は普通児並にできる。 基本的な作業訓練は可能である。	小学校 2～3 年生程度の学力にとどまる。 身辺処理は大体できる。 簡単なゲームの決まりを理解する。 単純な作業に参加できる。
18 歳以上	小学校 5～6 年生程度の学力にとどまる。 抽象的思考や合理的判断に乏しい。 事態の変化に適応する能力は弱い。 職業生活はほぼ可能	簡単な読み書きや金銭の計算ならばできる。 適切な指導のもとでは対人関係や集団参加がある程度可能 社会的なきまりはある程度理解できる。 単純作業に従事できる。

- A 1 重度の知的障害 (IQ35 以下)
- A 2 中度の知的障害 (IQ36～IQ50) であって、3 級以上の身体障害を合併しているもの
- B 1 中度の知的障害 (IQ36～IQ50)
- B 2 軽度の知的障害 (IQ51～IQ75)

に関する判定資料)

重 度	最 重 度
<p>言葉がごく少なく意思表示は身ぶりなどで示す。 ある程度の感情表現はできる。 運動機能の発達の遅れが著しい。 身のまわりの始末はほとんどできない。 集団遊びはできない。</p>	<p>言語不能。 最小限の感情表示 (快、不快等) 歩行が不能又はそれに近い。 食事、衣服の着脱などはまったくできない。</p>
<p>言語による意思表示はある程度可能 読み書きの学習は困難である。 数の理解に乏しい。 身近なものの認知や区別はできる。 身辺処理は部分的に可能 身近な人と遊ぶことはできるが長続きしない。 ごく簡単なお手伝いはできる。</p>	<p>言語は数語のみ。 数はほとんど理解できない。 食事、衣服の着脱など 1 人ではほとんどできない。 1 人遊びが多い。</p>
<p>日常会話はある程度できる。 ひらがなはどうか読み書きできる。 数量処理は困難 身辺処理は大体できる。 単純作業にある程度従事できる。</p>	<p>会話は困難。 文字の読み書きはほとんどできない。 数の理解はほとんどできない。 身辺処理はほとんど不可能 作業能力はほとんどない。</p>

精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1 級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度のもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 7 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
2級 （精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害いずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
3級 （精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことはできるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や、危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動に参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）

出展：精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成7年9月12日健医発大1133号）